

芦原温泉表示マーク取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芦原温泉の宿泊施設等が利用者等の用に供する温泉について、情報の透明性を図り、その信頼性を高めることを目的に交付する芦原温泉表示マーク（以下「表示マーク」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(表示事項等)

第2条 表示マークは、別図に次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 施設名
- (2) 施設の代表者名
- (3) 利用泉源の名称
- (4) 温泉を利用しているすべての浴槽の名称
- (5) 表示マークの有効期間

(申請)

第3条 表示マークの交付を受けようとする者は、芦原温泉表示マーク交付申請書（様式）により市長に申請しなければならない。

(交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、表示マークの交付の適否を審査し、交付を適当と認めたときは、当該申請した者（以下「申請者」という。）に対し速やかに表示マークを交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、表示マークの交付を適当でないと認めたときは、申請者に対してその旨及び理由を書面により通知するものとする。

3 第1項の規定により表示マークの交付を受けた者は、第2条に掲げる事項に変更があったときは、速やかに市長に表示マークを返却するとともに、必要に応じ改めて前条の規定による申請を行わなければならない。

4 表示マークの交付に当たっては、申請者から実費相当額として2,000円を徴収するものとする。

(立入調査)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、立入調査を行うことができるものとする。

2 前項の立入調査は、表示マークの交付後も必要に応じ行うことができるものとする。

(有効期間)

第6条 表示マークの有効期間は、温泉法（昭和23年法律第125号）第18条第3項の政令で定める期間とする。

2 表示マークの交付を受けた者は、前項の有効期間が満了したときは、速やかに表示マークを市長に返却するとともに、必要に応じ改めて第3条の規定による申

請を行わなければならない。

- 3 有効期間の満了に伴う表示マークの交付の申請は、当該満了する日の前30日から行うことができる。

(交付の取消し)

第7条 市長は、表示マークの交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該表示マークの交付を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により表示マークの交付を受けたとき。
- (3) 第5条に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

- 2 表示マークの交付の取消しを受けた者は、直ちに表示マークを市長に返却しなければならない。

(掲示場所)

第8条 交付を受けた表示マークは、施設の受付、玄関付近等で利用者が目に付きやすい場所に掲示するものとする。

(類似表示の禁止)

第9条 何人も、この要綱の規定によらず、表示マークと誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(公表)

第10条 市長は、表示マークの交付状況、内容等について、市の広報紙、ホームページ等で公表するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の芦原温泉表示マーク交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づき交付されていた芦原温泉表示マーク(次項において「旧表示マーク」という。)の有効期間は、旧要綱第8条第1項の規定にかかわらず、当該旧表示マークの認定の日からこの告示の施行の日から起算して30日までとする。

- 3 旧表示マークの交付を受けていたものは、前項の規定により有効期間が満了したときは、速やかに当該旧表示マークを市長に返却しなければならない。

- 4 第6条第3項の規定は、第2項の規定により旧表示マークの有効期間が満了する場合について準用する。

別図（第2条関係）

